

平成28年経済センサス 活動調査 集計体系（案）

平成28年経済センサス-活動調査（以下、「28年調査」という。）の結果表の構成及び公表体系については、平成24年経済センサス-活動調査（以下、「24年調査」という。）における構成を基本とし、平成26年経済センサス 基礎調査との接続性にも留意しつつ、以下の観点で再編成する。

1．調査事項の変更に伴う集計事項の変更

(1) 個人経営者用調査票の新設に伴う集計対象の一部変更

個人経営者用調査票の新設に伴う個人経営者に対する調査事項の縮減に伴い、別添1に掲げる調査事項に係る集計対象から、個人経営を除外。

(2) 建設業対象の調査事項「建設業許可番号」の廃止に伴う集計事項の変更

当該調査事項が行政記録情報から把握可能であることにかんがみ廃止されることに伴い、対応する集計事項を廃止。

(3) 卸売業及び小売業における在庫額とその増減及び国民経済計算における商業マージンのより正確な把握のための調査事項の変更に伴う集計事項の変更

調査事項「商品売上原価」の廃止及び「商品手持額」の「年末商品手持額」への名称変更並びに「年間商品仕入額」、「年初商品手持額」の追加に伴い、集計事項を変更。

(4) 調査事項「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」の追加に伴う対応

当該調査事項を活用した集計（税抜金額の税込金額への補正）について、政府全体の検討結果を踏まえ対応。

2．結果表の統廃合による結果表数の削減

結果表については、ユーザーの利便性の向上に資する簡素化及び十分かつ精度の高い審査事務の実施の確保のため、利用実績の少ない表の廃止及び集計内容が類似している表の統合等により、可能な限り統廃合する（具体的な統廃合数は別添2を参照）。

3．確報集計におけるユーザーからの要望等に対応した集計事項の追加

(1) 産業細分類別結果の拡充（従業上の地位別とのクロス集計の追加）

(2) 小規模企業（中小企業基本法に定める中小企業者及び小規模企業者）の把握に資する結果の追加

(3) 町丁・大字別結果の追加及び詳細化（24年調査において行った産業大分類別の特別集計を、産業中分類別の正式結果表として集計体系に追加）

(4) 売上（収入）金額階級別結果の追加

なお、前述の結果表の統廃合や、上記以外の新たな集計ニーズへの対応として、調査票情報の二次利用制度の積極的活用を図るとともに、同制度の対象とならない一般ユーザー等を対象に事後的に集計事項を公募し統計表を作成する「追加集計」の枠組みの導入を検討する。

4. 速報集計における集計事項の見直し

速報集計のうち企業等集計における「従業者数」について、24年調査では傘下事業所個々に把握した値を合算して集計していたものを、28年調査においては企業票により企業全体を一括して把握する「常用雇用者数」に変更することにより、傘下事業所が名寄せ前の段階である速報集計結果の精度向上を図る。

5. 公表体系について

(1) 24年調査における公表体系の課題

24年調査においては、産業横断的な確報集計結果を3回に分割して公表したところ、集計内容の詳細化に伴う段階的な審査（産業横断的調査事項の詳細審査、産業別調査事項の詳細審査）の実施により、過去に公表した確報値についての誤りが検出され、数値の改定を行うこととなり結果利用上の混乱を生じた。

(2) 28年調査における対応の検討

28年調査において詳細な審査を可能な限り前倒しで行う等の改善を図ったとしても、処理量を勘案すると審査の段階的实施は不可避であり、その過程で公表済みの数値の誤りが検出される可能性を完全に排除することは困難である。

こうした状況を踏まえ、対応案として以下の3案を検討したところ。

案1) 公表体系は変更せずに、結果数値の訂正は行わないこととする。

案2) 確報結果の段階的公表を行う体系は維持するものの、産業横断的確報集計の公表時期を後ろ倒しし、最終の公表において一括して公表することとする。

案3) 公表体系は変更せずに、止むを得ない場合は公表済みの結果数値の改定を行うこととし、「確報集計」という呼称は用いない。

これらの対応案について、各方面の意見を聴取したところ、主に以下の見解をいただいた。

<有識者>

- ・明らかに誤った値をそのままにすることは不適切である。
- ・詳細な審査で判明した誤りは訂正可能な体系であることが重要である。
- ・数値の変更については、ユーザーが混乱することのないようにきちんとした説明をすることが必要である。

(第2回経済センサス 活動調査研究会(平成26年12月開催)において審議)

<利用者>

- ・ 確報集計のうち産業横断的結果が最終の公表となっても支障はない。
 - ・ 一方で、製造業といった産業別結果は早期の確定が必要である。
- (内閣府 (SNA担当) 及び総務省政策統括官 (産業連関表担当) に個別聴取)

(3) 28年調査において採用する公表体系案

こうした各方面の意見も踏まえ総合的に判断して、28年調査の公表体系は前述の3案のうち「案2」を採用することとし、下表のとおりとする。

		速報集計		確報集計		
		29.05	29.10	29.12	30.03	30.06
事業所	産業横断	事業所数、従業者数				
		売上(収入)金額				
	産業別	鉱業,採石業,砂利採取業				
		製造業				
		卸売業,小売業				
		サービス関連産業B				
		医療,福祉				
企業等	産業横断	企業等数、従業者数				
		経理事項等				
	産業別	建設業及びサービス関連産業A				
		卸売業,小売業				
		学校教育				

なお、公表時期は、24年調査同様、調査実施後1年以内に速報集計結果を公表し、最終の公表は調査実施後概ね2年1か月後である。

これにより、産業横断的集計結果の確定は最終となるものの、我が国の全体像は速報集計において第一報が明らかになっていること、また、24年調査に比べ、サービス関連産業等の詳細結果の確定はむしろ早期化されることから、上記公表体系はユーザーの利便性向上に寄与するものと考えられる。

個人経営者用調査票における調査事項の縮減に伴い
集計対象から個人経営を除外することとなる調査事項

1．産業共通事項

- (1) 自家用自動車の保有台数

2．鉱業、採石業、砂利採取業調査票に係る調査事項

- (1) 給与総額等
- (2) 鉱業活動に係る費用
- (3) 生産数量

3．製造業調査票に係る調査事項

- (1) 人件費及び人材派遣会社への支払額
- (2) 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
- (3) 有形固定資産
- (4) リース契約による契約額及び支払額
- (5) 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
- (6) 品目別製造品在庫額、加工賃収入額、製造業以外の収入額（特掲）
- (7) 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額
- (8) 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- (9) 工業用地及び工業用水

4．卸売業、小売業調査票に係る調査事項

- (1) 商品販売に関するその他の収入額
- (2) 商品手持額
- (3) 小売販売額の商品販売形態別割合
- (4) セルフサービス方式の採用
- (5) 売場面積
- (6) 営業時間
- (7) チェーン組織への加盟

5．建設業、サービス関連産業A調査票に係る調査事項

- (1) 建設業許可番号

6．サービス関連産業B調査票に係る調査事項

- (1) 宿泊業の収容人数、客室数
- (2) 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高
- (3) 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等

平成28年経済センサス 活動調査 結果表の廃止及び追加数(案)

	速報集計				産業横断的集計				産業別集計										
	合計	事業所集計	企業等集計	製造業速報	事業所集計		企業等集計		合計	事業所集計			企業等集計						
					事業所数、従業者数	売上(収入)金額	企業等数、従業者数	経理事項等		鉱業、採石業、砂利採取業	製造業	卸売業、小売業	サービス関連産業B	医療、福祉	建設業及びサービス関連産業A	卸売業、小売業	学校教育		
24年調査結果表数	282	42	6	9	27	109	40	22	32	15	131	6	57	38	20	3	5	0	2
廃止	67	12	0	3	9	32	10	6	12	4	23	1	3	14	0	2	2	0	1
追加	3	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
28年調査結果表数(24年 - 廃止 + 追加)	218	30	6	6	18	79	32	16	20	11	109	5	54	24	20	1	3	1	1
削減数	64	12	0	3	9	30	8	6	12	4	22	1	3	14	0	2	2	1	1
削減率(%)	22.7	28.6	0.0	33.3	33.3	27.5	20.0	27.3	37.5	26.7	16.8	16.7	5.3	36.8	0.0	66.7	40.0	-	50.0